

昭和二十年八月二十五日會議議案

昭和二十年八月二十六日
勅令第四百八十三號

農商省官制中改正ノ件

参照添附

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)

勅令 號

農林省官制中左ノ邊改正ス

署名ヲ左ノ如ク記ム

農林省官制

第一條 農林省ハ農林畜水産物及飲食料品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、農林畜水産物ノ配給及消費（化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費）ニ關スル事務並ニ山澤家ニ關スル事務ヲ管掌ス

第三條中「農林省」ヲ「農林省」ニ、「總務局」ヲ「總務局」ニ、「生

産振興局」ヲ「食品局」ニ改ム

第八條 總務局ニ於テハ總務ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條中「（農林畜水産物ノ配給）」ヲ削ル

レザルトキハ休職ノ價額以テ之ニ依リテ其ノ額ニ向官給付ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

農商省官制

第一條 農商大臣ハ農林畜水産物、飲食料品、纖維工業品、生トシテ國民生生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品及此等ノ生産ニ必要ナル專用物品ノ生産、配給及消費、農山漁家、商一般並ニ産業及計帳ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ由グルモノノ外所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 農商省ニ左ノ七局ヲ置ク

- 總務局
- 農政局
- 山林局
- 水産局
- 纖維局

生活物資局

資材局

第四條 總務局ニ於テハ物質ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ

他重要政策ノ綜合調整ニ物價調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 農林局ニ於テハ農事及農産物、畜産物、耕畜並ニ農業保險及家

畜保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 山林局ニ於テハ林産物、森林原野、森林保護並ニ狩獵ニ

關スル事務ヲ掌ル

第七條 水産局ニ於テハ水産及水産物並ニ漁船保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 纖維局ニ於テハ纖維、麻及絹織工業品ニ關スル事務其ノ他纖維

ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 生活物資局ニ於テハ飲食物品、度量衡及計量並ニ他ノ主管ニ屬

スルモノヲ除クノ外商工業及工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 資材局ニ於テハ肥料（化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及

消費）、飼料其ノ他ノ農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物質（纖維工業

品ヲ除ク）及油脂ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ

薪炭供給調節ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭事務所長ハ農商事務官、農商理事官、農商技師、農商局又ハ農商

技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農商局又ハ農商技手ヲ以テ之ニ充

ツ

第十二條 農商官ニ中央度量衡測定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、

比較檢査及試験ニ關スル事務ヲ掌ラシム

農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡測定所ノ支所ヲ設ケ中央度量

衡測定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡測定所長ハ農商技師ヲ以テ、支所長ハ農商技師又ハ農商技

手ヲ以テ之ニ充ツ

農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第十三條 農商書記官ハ專任二十人ヲ以テ定員トス

第十四條 農商省ニ農商事務官專任十三人及農商理事官專任十三人ヲ置ク
奏任トス上官ノ命ヲ承ケ農商省ノ事務ヲ掌ル

第十五條 農商省ニ統計官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十六條 農商省ニ小作官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ地農地ノ利用關係ノ等ニ關係ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 農商省ニ農商技術師專任五十五人ヲ置ク奏任トス但シ内四人ヲ勅任トス
勅任トスコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十八條 農商省ハ專任百六十五人ヲ以テ定員トス

第十九條 農商省ニ統計官補專任二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス

第二十條 農商省ニ小作官補專任四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ事務ニ關係ニ關スル事務ニ從事ス

第二十一條 農商省ニ農商技術師專任二百二十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農林省官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ農林省ノ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ農林省書記官ハ農商書記官ニ、農林事務官ハ農商事務官ニ、農林理事官ハ農商理事官ニ、農林省統計官ハ農商統計官ニ、農林省小作官ハ農商小作官ニ、農林技術師ハ農商技術師ニ、農林局ハ農商局ニ、農林省統計

官補ハ農商省統制官補ニ、農林省小作官補ハ農商省小作官補ニ、農林技
 手ハ農商省統制官補ニ、農林省小作官補ハ農商省小作官補ニ、農林技
 本令施行ノ際現ニ農林省ノ職員ニシテ休職中ノモノ別ニ附令ヲ發セラレ
 ザルトキハ休職ノ期間中ノ例ニ依リ農商省ノ職員ニ同官等津給ヲ以テ任
 ゼラレタルモノトス

秋

勅令第六一號

農林省官制

(改正昭和十六年五月三十日 勅令第六百四十號)

第一條 農林大臣ハ農林省水産物及飲食料品ノ生産、配給及消費ニ關ス
 ル事務、農林省水産物及飲食料品ノ配給及消費(化學肥料ニ付テハ其ノ
 生産数量、配給及消費)ニ關スル事務並ニ山澤家ニ關スル事務ヲ管
 理ス

第二條 農林省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 農務局
- 林政局
- 山林局
- 水産局
- 蠶絲局
- 食品局

第三條 農務局ニ於テハ農林省水産物ノ生産、配給及消費ノ綜合管理ノ

設法其ノ他事ノ綜合調整ニ於テ水産水産物、飲食料品及林産

水産物等ノ物品ニ於テハ水産物及林産物ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 農政官ニ於テハ農政及農産物、畜産物、耕種及家畜

畜産物ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 山林官ニ於テハ森林及林産物、森林保護及狩獵ニ

關スル事務ヲ掌ル

第六條 水産官ニ於テハ水産及水産物及漁船等ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 農政官ニ於テハ農政ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 林大臣ハ必キトシテ農林部ニ於テハ水産事務所及其ノ出張所ヲ設ケ木

炭供給調整ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭供給所長ハ農林部事務官、農林部事務官、農林部事務官、農林部事務官又ハ農林

技術ヲ以テ、木炭供給所長ハ農林部事務官、農林部事務官、農林部事務官、農林部事務官

第十條 農林部事務官ハ專任十九人ヲ以テ定ムトス

第十一條 農林部事務官ニ於テハ農林部事務官專任十九人及農林部事務官專任十三人ヲ設ク

農林部事務官及農林部事務官ハ專任トス上官ノ命ヲ承ケ農林部事務官ノ職務ヲ掌

ル

第十二條 農林部事務官ニ於テハ農林部事務官專任二人ヲ設ク

農林部事務官ハ專任トス上官ノ命ヲ承ケ農林部事務官ノ職務ヲ掌ル

第十三條 農林部事務官ニ小作官專任三人ヲ設ク

小作官ハ專任トス上官ノ命ヲ承ケ小作官專任其ノ他農地ノ利用關係ノ事

務ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 農林部事務官ニ於テハ農林部事務官專任六十一人ヲ設ク

農林部事務官ハ專任トス但シ内三八以内ヲ勤任トシテ余ノコトヲ得

農林部事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 農林部事務官ハ專任百九十四人ヲ以テ定ムトス

第十六條 農林部事務官ニ於テハ農林部事務官專任三八ヲ設ク

統計官補ハ到任トス上官ノ指撥ヲ承ケ統計ニ従事ス

第十七條 林管ニ小作官補等任五人ヲ附ク
小作官補ハ到任トス上官ノ指撥ヲ承ケ小作關係其ノ他ノ地ノ利用關係

ノ學識ノ關係ニ關スル事ニ從事ス

第十八條 林管ニ林技手專任百五十九人ヲ附ク

林技手ハ到任トス上官ノ指撥ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在リテ林技手ノ職ニ在リテ未だ職ニ關スル者
別ニ附令ヲ發セラレザルトキハ本令施行ノ際現ニ在リテ林管ニ關スル者
ハ食料管理員技手ニ關シテ附令ヲ發セラレタルモノトス

理由

時局ノ進展ニ即應シ農林行政機關ヲ整備スル爲昭和十五年七月九日閣議

決定セラレタル農林商工部省所管事務調整ニ關スル件ノ趣旨等ニ依リ農

林省官制改正ノ趣旨ニ依ル

昭和二十年八月二十五日會議議案



昭和二十年八月二十五日 決議
昭和二十年八月二十六日 公布
勅令第四百八十六號

商工省官制 参照添附